

産業廃棄物処分業許可証

住 所 岩手県久慈市長内町第37地割12番地8

氏 名 有限会社陸中商会 代表取締役 沈 松三

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する

岩手県知事 達 増 拓 也



許可の年月日 令和 元年 7月10日

許可の有効期限 令和 6年 7月 9日

1. 事業の範囲

(1) 中間処理（圧縮・切断処理）

取扱う産業廃棄物（自動車等破砕物であるものを除く。）

- ・廃プラスチック類
- ・紙くず
- ・木くず
- ・繊維くず
- ・金属くず
- ・ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず

以下余白

(2) 中間処理（圧縮梱包処理）

取扱う産業廃棄物（自動車等破砕物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

- ・燃え殻
- ・廃プラスチック類
- ・紙くず
- ・繊維くず
- ・金属くず
- ・ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず

以下余白

(3) 中間処理（選別処理）

取扱う産業廃棄物（自動車等破砕物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

- ・燃え殻
- ・廃プラスチック類
- ・紙くず
- ・木くず
- ・繊維くず
- ・金属くず
- ・ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず
- ・がれき類

以下余白

（以下、裏面記載）



- (4) 中間処理（破碎処理）
取扱う産業廃棄物（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）
・木くず
・ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）
及び陶磁器くず
・鋳さい（石材くずに限る。）
・がれき類
以下余白
- (5) 中間処理（破碎・熱熔融処理）
取扱う産業廃棄物
・廃プラスチック類（廃発泡スチロールに限る。）
以下余白
- (6) 中間処理（移動式破碎施設による破碎処理）
取扱う産業廃棄物（自動車等破碎物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）
・廃プラスチック類
・紙くず
・木くず
・繊維くず
・金属くず
・ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）
及び陶磁器くず
・鋳さい（石材くずに限る。）
・がれき類
以下余白
- (7) 最終処分（埋立処分）
取扱う産業廃棄物（石綿含有産業廃棄物を含む。また、自動車等破碎物であるものを除く。）
・廃プラスチック類
・ゴムくず
・金属くず
・ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）
及び陶磁器くず
・がれき類
以下余白

2. 事業の用に供するすべての施設

(1) 圧縮・切断施設

ア 設置場所	岩手県九戸郡九戸村大字山屋第3地割字山屋73番168及び144番
イ 設置年月日	平成20年3月13日
ウ 処理能力	廃プラスチック類（自動車等破碎物を除く。） 18.9t/日（2.3625t/時間） 木くず 29.7t/日（3.7125t/時間） 紙くず 16.2t/日（2.025t/時間） 繊維くず 6.5t/日（0.8125t/時間） 金属くず（自動車等破碎物を除く。） 61t/日（7.625t/時間） ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（これらのうち自動車等破碎物を除く。） 54t/日（6.75t/時間）
エ 設置許可年月日	—（設置許可対象外施設）
オ 設置許可番号	—（設置許可対象外施設）
カ 保管施設	別表のとおり

(2) 圧縮梱包施設

ア 設置場所	岩手県九戸郡九戸村大字山屋第3地割字山屋73番168及び144番
イ 設置年月日	平成20年3月13日
ウ 処理能力	燃え殻 216.72t/日（27.09t/時間） 廃プラスチック類（自動車等破碎物を除く。） 66.56t/日（8.32t/時間） 紙くず 106.48t/日（13.31t/時間） 繊維くず 22.8t/日（2.85t/時間） 金属くず（自動車等破碎物を除く。） 214.8t/日（26.85t/時間） ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じ

（以下、2枚目記載）

たものを除く。) 及び陶磁器くず (これらのうち自動車等破砕物を除く。) 190.08t/日 (23.76t/時間)

エ 設置許可年月日
オ 設置許可番号
カ 保管施設

— (設置許可対象外施設)
— (設置許可対象外施設)
別表のとおり

(3) 選別施設

ア 設置場所
イ 設置年月日
ウ 処理能力

岩手県九戸郡九戸村大字山屋第3地割字山屋73番168及び144番
平成20年3月13日
燃え殻、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。) 及び陶磁器くず、がれき類 1491.84t/日 (186.48t/時間)

エ 設置許可年月日
オ 設置許可番号
カ 保管施設

— (設置許可対象外施設)
— (設置許可対象外施設)
別表のとおり

(4) 破碎施設Ⅰ

ア 設置場所
イ 設置年月日
ウ 処理能力
エ 設置許可年月日
オ 設置許可番号
カ 保管施設

岩手県久慈市夏井町夏井第4地割91番
平成11年10月26日
木くず 16t/日 (2t/時間)
平成21年1月29日
資循第24-2号
別表のとおり

(5) 破碎施設Ⅱ

ア 設置場所
・ (固定式)
・ (移動式)
イ 設置年月日
ウ 処理能力

岩手県九戸郡九戸村大字山屋第3地割字山屋73番168及び144番並びに岩手県久慈市夏井町夏井第4地割91番
排出事業場 (駐機場: 岩手県久慈市夏井町夏井第4地割91番)
平成23年12月28日

① 岩手県九戸郡九戸村大字山屋第3地割字山屋73番168及び144番に設置する場合
ガラスくず、コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。) 及び陶磁器くず (これらのうちコンクリートくずに限る。) 299.2t/日 (37.4t/時間)
がれき類 (アスファルト廃材及びコンクリート廃材に限る。) 680.8t/日 (85.1t/時間)

② 岩手県久慈市夏井町夏井第4地割91番に設置する場合
ガラスくず、コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。) 及び陶磁器くず 299.2t/日 (37.4t/時間)
鉦さい (石材くずに限る。) 577.6t/日 (72.2t/時間)
がれき類 680.8t/日 (85.1t/時間)

③ 排出事業場に設置する場合
ガラスくず、コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。) 及び陶磁器くず 299.2t/日 (37.4t/時間)
鉦さい (石材くずに限る。) 577.6t/日 (72.2t/時間)
がれき類 (アスファルト廃材及びコンクリート廃材に限る。) 680.8t/日 (85.1t/時間)

エ 設置許可年月日
オ 設置許可番号
カ 保管施設

平成23年12月28日
第211082-24号
別表のとおり

(6) 破碎施設Ⅲ

ア 設置場所
・ (固定式)
・ (移動式)
イ 設置年月日
ウ 処理能力

岩手県久慈市夏井町夏井第4地割91番並びに岩手県下閉伊郡山田町豊間根第9地割86番1
排出事業場 (駐機場: 岩手県久慈市夏井町夏井第4地割91番)
平成27年7月24日

① 岩手県久慈市夏井町夏井第4地割91番に設置する場合
ガラスくず、コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。) 及び陶磁器くず 627.2t/日 (78.4t/時間)

(以下、裏面記載)

鉱さい（石材くずに限る。） 1,211.2t/日（151.4t/時間）
 がれき類 1,401.6t/日（175.2t/時間）
 ②岩手県下閉伊郡山田町豊間根第9地割86番1に設置する場合
 ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず

627.2t/日（78.4t/時間）
 がれき類（アスファルト廃材及びコンクリート廃材に限る）
 1,401.6t/日（85.1t/時間）

③排出事業場に設置する場合
 ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず

627.2t/日（78.4t/時間）
 鉱さい（石材くずに限る。） 1,211.2t/日（151.4t/時間）
 がれき類 1,401.6t/日（175.2t/時間）

エ 設置許可年月日 平成27年7月23日
 オ 設置許可番号 第215082-5号
 カ 保管施設 別表のとおり

(7) 破碎施設IV

ア 設置場所
 ・（固定式） 岩手県下閉伊郡岩泉町小本字大牛内68番3
 ・（移動式） 排出事業場（駐機場：岩手県久慈市夏井町夏井第4地割91番）
 イ 設置年月日 平成30年6月7日
 ウ 処理能力 ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず

627.2t/日（78.4t/時間）
 鉱さい（石材くずに限る。） 1,211.2t/日（151.4t/時間）
 がれき類 1,401.6t/日（175.2t/時間）

エ 設置許可年月日 平成30年4月11日
 オ 設置許可番号 第218082-3号
 カ 保管施設 別表のとおり

(8) 破碎施設V

ア 設置場所
 ・（固定式） 岩手県久慈市夏井町夏井第4地割91番
 ・（移動式） 排出事業場（駐機場：岩手県久慈市夏井町夏井第4地割91番）
 イ 設置年月日 平成26年2月25日
 ウ 処理能力 木くず 94.48t/日（11.81t/時間）

エ 設置許可年月日 平成26年2月12日
 オ 設置許可番号 第113082-16号
 カ 保管施設 別表のとおり

(9) 破碎施設VI

ア 設置場所
 ・（固定式） 岩手県久慈市夏井町夏井第4地割91番
 ・（移動式） 排出事業場（駐機場：岩手県久慈市夏井町夏井第4地割91番）
 イ 設置年月日 平成27年10月5日
 ウ 処理能力 木くず 94.48t/日（11.81t/時間）

エ 設置許可年月日 平成27年9月29日
 オ 設置許可番号 第115082-9号
 カ 保管施設 別表のとおり

(10) 破碎施設VII

ア 設置場所 岩手県下閉伊郡岩泉町小本字大牛内68番3
 イ 設置年月日 平成30年6月7日
 ウ 処理能力 木くず 272.54t/日（34.07t/時間）

エ 設置許可年月日 平成30年4月11日
 オ 設置許可番号 第118082-1号
 カ 保管施設 別表のとおり

(11) 破碎施設VIII

ア 設置場所 岩手県下閉伊郡岩泉町小本字大牛内68番3
 イ 設置年月日 平成30年6月7日
 ウ 処理能力 木くず 275.2t/日（34.4t/時間）

エ 設置許可年月日 平成30年4月11日
 オ 設置許可番号 第118082-2号

（以下、3枚目記載）



- カ 保管施設 別表のとおり
- (12) 破碎・熱熔融施設
- ア 設置場所 岩手県九戸郡九戸村大字山屋第3地割字山屋73番168及び144番
- イ 設置年月日 平成20年3月13日
- ウ 処理能力 破碎 廃プラスチック類（廃発泡スチロールに限る。）
1.8688t/日（0.2336t/時間）
熱熔融 廃プラスチック類（廃発泡スチロールに限る。）
1.5872t/日（0.1984t/時間）
- エ 設置許可年月日 ー（設置許可対象外施設）
- オ 設置許可番号 ー（設置許可対象外施設）
- カ 保管施設 別表のとおり
- (13) 移動式破碎施設
- ア 設置場所 排出事業場（駐機場：岩手県九戸郡九戸村大字山屋第3地割字山屋73番168及び144番）
- イ 設置年月日 平成24年1月23日
- ウ 処理能力 廃プラスチック類（自動車等破碎物を除く。）
60.08t/日（7.51t/時間）
紙くず 51.52t/日（6.44t/時間）
繊維くず 20.64t/日（2.58t/時間）
金属くず（自動車等破碎物を除く。）
194.08t/日（24.26t/時間）
ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（これらのうち自動車等破碎物を除く。）
171.76t/日（21.47t/時間）
- エ 設置許可年月日 平成24年1月23日
- オ 設置許可番号 第111007-25番
- (14) 埋立施設（安定型埋立）
- ア 設置場所 岩手県久慈市宇部町第7地割159番25
- イ 設置年月日 昭和63年4月20日
- ウ 埋立地の面積 3,177m²
- エ 埋立容量 20,912m³
- オ 設置許可年月日 昭和63年9月19日
- カ 設置許可番号 衛薬第11-26号
- 以下余白
3. 許可の条件
- 移動式破碎施設による破碎処理を行う場合には次によること。
- (1) 日曜日及びその他の休日は作業を行わないこと。
- (2) 午後7時から翌日の午前7時までの間は作業を行わないこと。
- (3) 敷地境界における騒音の大きさを85デシベル以下とすること。
- (4) 敷地境界における振動の大きさを75デシベル以下とすること。
- (5) 粉じんの発生を防止するため、散水等所要の措置を講ずること。
- (6) コンクリート粉じんを原因とする強アルカリ排水の発生を防止するため、必要な措置を講ずること。
- 以下余白
4. 許可の更新又は変更の状況
- 平成 元年 7月10日 当初許可
- 平成 6年 7月10日 更新許可
- 平成 8年12月20日 事業範囲の変更許可（事業の範囲にがれき類（アスファルト廃材及びコンクリート廃材に限る。）の中間処理（移動式破碎施設による破碎処理）を追加したこと。）
- 平成11年 7月10日 更新許可
- 平成11年12月21日 事業範囲の変更許可（事業の範囲に木くず、がれき類の中間処理（破碎処理）を追加したこと。）
- 平成16年 7月10日 更新許可
- 平成19年 4月 5日 変更届出書受理（安定型最終処分場の埋立地の面積を3,080m²から変更したこと。）
- 平成20年 4月25日 事業範囲の変更許可
- (1) 事業の範囲に燃え殻、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず、がれき（以下、裏面記載）



- き類の中間処理（選別処理）を追加したこと。
- (2) 事業の範囲に燃え殻、廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）の中間処理（圧縮・梱包処理）を追加したこと。
 - (3) 事業の範囲に廃プラスチック類（廃発泡スチロールに限る。）の中間処理（破碎・熱溶解処理）を追加したこと。
 - (4) 事業の範囲に廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くずの中間処理（圧縮・切断処理）を追加したこと。

平成21年 7月10日 更新許可

平成22年 8月26日 廃止届出書受理（がれき類の破碎施設（移動式）を廃止したこと。）

平成22年 8月26日 変更届出書受理

- (1) 木くずの破碎施設（固定式）を追加したこと。
- (2) がれき類の破碎施設（固定式及び移動式）を追加したこと。

平成24年 7月10日 事業範囲の変更許可

- (1) 中間処理（破碎処理）で取扱う産業廃棄物の種類に、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず、鉱さい（石材くずに限る。）を追加したこと。
- (2) 中間処理（移動式破碎施設による破碎処理）で取扱う産業廃棄物の種類に、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず、鉱さい（石材くずに限る。）、がれき類を追加したこと。
- (3) がれき類（移動式破碎施設による破碎処理に係るもの）について、「アスファルト廃材及びコンクリート廃材に限る」とする限定を解除したこと。
- (4) 固定式破碎施設の一部を固定式及び移動式に変更したこと。
- (5) 破碎施設の設置場所を変更したこと。
- (6) 破碎施設及び移動式破碎施設を追加したこと。

平成24年12月10日 変更届出書受理（がれき類の破碎施設（固定式及び移動式）を追加したこと。）

平成26年 3月31日 変更届出書受理

- (1) 破碎施設の設置場所を変更したこと。
- (2) 移動式破碎施設で処理する産業廃棄物の種類から木くずを削除したこと。
- (3) 木くずの破碎施設（固定式及び移動式）を追加したこと。
- (4) 保管施設の概要を変更したこと。

平成26年 5月22日 変更届出書受理（がれき類の破碎施設（固定式）を廃止したこと。）

平成26年 7月10日 更新許可

平成26年 9月 2日 変更届出書受理

- (1) 破碎施設の前処理施設を追加したこと。
- (2) 保管施設の概要を変更したこと。

平成27年 7月17日 変更届出書受理（保管施設の概要を変更したこと。）

平成27年 7月28日 変更届出書受理

- (1) 破碎施設の設置場所を変更したこと。
- (2) 保管施設の概要を変更したこと。

平成27年10月19日 変更届出書受理（木くずの破碎施設（固定式及び移動式）を追加したこと。）

平成30年 8月23日 変更届出書受理

- (1) 破碎施設の設置場所を変更したこと。
- (2) 木くずの破碎施設（固定式）を2施設追加したこと。
- (3) 保管施設の概要を変更したこと。

平成31年 3月 6日 変更届出書受理（木くずの破碎施設（固定式及び移動式）を廃止したこと。）

平成31年 3月 6日 変更届出書受理（保管施設の概要を変更したこと。）

令和 元年 7月10日 更新許可

以下余白

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 無

以下余白

（以下、4枚目記載）

別表（保管施設の概要）

（１）保管施設Ⅰ（圧縮・切断施設に関するもの）

所在地 岩手県九戸郡九戸村大字山屋第３地割字山屋７３番１６８及び１４４番

廃棄物の種類		保管の高さ (m)	保管面積 (㎡)	保管体積 (㎡)	保管重量 (t)	備考	
処分 のための 保管	廃プラスチック類	—	25.00	26.25	9.19	屋内保管	
	木くず	—	150.00	273.00	150.15	屋内保管	
	紙くず	—	25.00	26.25	7.88	屋内保管	
	繊維くず	—	25.00	26.25	3.15	屋内保管	
	金属くず	—	25.00	26.25	29.66	屋内保管	
	ガラスくず、コンクリート くず及び陶磁器くず	—	25.00	26.25	26.25	屋内保管	
処分 後の 保管	廃プラスチック類	—	35.00	41.25	14.44	屋内保管	イ
	木くず	—	35.00	41.25	22.69	屋内保管	
	紙くず	—	35.00	41.25	12.38	屋内保管	
	繊維くず	—	35.00	41.25	4.95	屋内保管	
	金属くず	—	35.00	41.25	46.61	屋内保管	
	ガラスくず、コンクリート くず及び陶磁器くず	—	35.00	41.25	41.25	屋内保管	

（２）保管施設Ⅱ（圧縮梱包施設に関するもの）

所在地 岩手県九戸郡九戸村大字山屋第３地割字山屋７３番１６８及び１４４番

廃棄物の種類		保管の高さ (m)	保管面積 (㎡)	保管体積 (㎡)	保管重量 (t)	備考	
処分 のための 保管	廃プラスチック類	—	25. 00	26. 25	9. 19	屋内保管	ア
	紙くず	—	25. 00	26. 25	7. 88	屋内保管	
	繊維くず	—	10. 00	4. 33	0. 52	屋内保管	
	金属くず	—	25. 00	26. 25	29. 66	屋内保管	
	ガラスくず、コンクリート くず及び陶磁器くず	—	25. 00	26. 25	26. 25	屋内保管	
	燃え殻	—	15. 00	9. 00	10. 26	屋内保管	
処分 後の 保管	廃プラスチック類	—	26. 25	83. 16	29. 11	屋内保管	
	紙くず	—	26. 25	83. 16	46. 57	屋内保管	
	繊維くず	—	10. 00	15. 84	1. 90	屋内保管	
	金属くず	—	26. 25	83. 16	93. 97	屋内保管	
	ガラスくず、コンクリート くず及び陶磁器くず	—	26. 25	83. 16	83. 16	屋内保管	
	燃え殻	—	15. 00	23. 76	27. 09	屋内保管	

(以下、裏面記載)

(3) 保管施設Ⅲ (選別施設に関するもの)

所在地 岩手県九戸郡九戸村大字山屋第3地割字山屋73番168及び144番

廃棄物の種類		保管の高さ (m)	保管面積 (㎡)	保管体積 (m³)	保管重量 (t)	備考	
処分のための保管	廃プラスチック類	—	150.00	145.84	55.42	屋内保管	
	木くず						
	紙くず						
	繊維くず						
	金属くず						
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず						
	がれき類						
	燃え殻						
処分後の保管	廃プラスチック類	—	25.00	26.25	9.19	屋内保管	ア' ※ ₁
	紙くず	—	25.00	26.25	7.88	屋内保管	
	金属くず	—	25.00	26.25	29.66	屋内保管	
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	—	25.00	26.25	26.25	屋内保管	
	繊維くず	—	10.00	4.33	0.52	屋内保管	
	燃え殻	—	15.00	9.00	10.26	屋内保管	イ' ※ ₂
	廃プラスチック類	—	35.00	41.25	14.44	屋内保管	
	木くず	—	35.00	41.25	22.69	屋内保管	
	紙くず	—	35.00	41.25	12.38	屋内保管	
	繊維くず	—	35.00	41.25	4.95	屋内保管	
	金属くず	—	35.00	41.25	46.61	屋内保管	
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	—	35.00	41.25	41.25	屋内保管	
	がれき類	—	25.00	26.25	38.85	屋内保管	



(以下、5枚目記載)

(4) 保管施設Ⅳ（破碎施設Ⅱ及びⅢに関するもの）

所在地 岩手県久慈市夏井町夏井第4地割91番

廃棄物の種類		保管の高さ (m)	保管面積 (㎡)	保管体積 (m³)	保管重量 (t)	備考	
処分のための保管	がれき類①	1.90	25.00	27.74	41.06	屋内 保管	ウ
	がれき類②	3.00	213.74	249.08	368.64	屋外保管	
	がれき類③	3.00	395.69	567.23	839.50	屋外保管	
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	1.50	60.00	36.00	36.00	屋外保管	
	鉋さい（石材くずに限る。）	1.50	60.00	36.00	69.48	屋外保管	
処分後の保管	がれき類	3.00	1,104.96	2,042.67	3,023.15	屋外保管	
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	1.50	60.00	36.00	36.00	屋外保管	
	鉋さい（石材くずに限る。）	1.50	60.00	36.00	69.48	屋外保管	

(5) 保管施設Ⅴ（破碎施設Ⅰ、Ⅴ及びⅥに関するもの）

所在地 岩手県久慈市夏井町夏井第4地割91番

廃棄物の種類		保管の高さ (m)	保管面積 (㎡)	保管体積 (m³)	保管重量 (t)	備考	
処分のための保管	木くず①	—	90.52	320.00	176.00	屋内保管	
	木くず②	1.90	75.00	83.22	45.77	屋内保管	
	木くず③	1.90	25.00	27.74	15.26	屋内 保管	ウ' ※ ₃
処分後の保管	木くず①	2.00	160.00	138.66	76.26	屋外保管	
	木くず②	5.00	1,951.00	5,972.80	3,285.04	屋外保管	

(以下、裏面記載)

(6) 保管施設Ⅵ (破碎施設Ⅱに関するもの)

所在地 岩手県九戸郡九戸村大字山屋第3地割字山屋73番168及び144番

廃棄物の種類		保管の高さ (m)	保管面積 (㎡)	保管体積 (㎡)	保管重量 (t)	備考
処分のための保管	がれき類(コンクリート 廃材及びアスファルト 廃材に限る。)	2.00	168.00	157.89	233.68	屋外保管、鉄筋コンクリート床面
	コンクリートがら及び アスファルトがら	2.75	100.00	141.05	208.75	屋外保管、鉄筋コンクリート床面

(7) 保管施設Ⅶ (破碎施設Ⅲに関するもの)

所在地 岩手県下閉伊郡山田町豊間根第9地割86番1

廃棄物の種類		保管の高さ (m)	保管面積 (㎡)	保管体積 (㎡)	保管重量 (t)	備考
処分のための保管	がれき類(コンクリート 廃材に限る。)	2.80	287.50	349.10	516.52	屋外保管、鉄筋コンクリート床面
	がれき類(アスファルト 廃材に限る。)	2.87	132.25	126.51	187.22	屋外保管、鉄筋コンクリート床面
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	1.12	51.75	25.20	25.20	屋外保管、鉄筋コンクリート床面
処分後の保管	がれき類(コンクリート 廃材に限る。)	2.00	184.00	162.66	240.73	屋外保管、鉄筋コンクリート床面
	がれき類(アスファルト 廃材に限る。)	2.25	81.00	60.75	89.91	屋外保管、鉄筋コンクリート床面
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	1.00	32.00	13.32	13.32	屋外保管、鉄筋コンクリート床面

(以下、6枚目記載)

(8) 保管施設Ⅷ (破碎施設Ⅳに関するもの)

所在地 岩手県下閉伊郡岩泉町小本字大牛内68番3

廃棄物の種類		保管の高さ (m)	保管面積 (㎡)	保管体積 (㎡)	保管重量 (t)	備考
処分のための保管	がれき類	7.50	1,710.00	5,287.50	7,825.50	屋外保管
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	1.50	72.00	45.00	45.00	屋外保管
	鉋さい(石材くずに限る。)	1.50	72.00	45.00	86.85	屋外保管
処分後の保管	がれき類	7.50	1,050.00	2,812.50	4,162.50	屋外保管
	がれき類(アスファルトくず)	4.00	560.00	949.32	1,404.99	屋外保管
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	1.50	72.00	45.00	45.00	屋外保管
	鉋さい(石材くずに限る。)	1.50	72.00	45.00	86.85	屋外保管

(9) 保管施設Ⅸ (破碎施設Ⅶ及びⅧに関するもの)

所在地 岩手県下閉伊郡岩泉町小本字大牛内68番3

廃棄物の種類		保管の高さ (m)	保管面積 (㎡)	保管体積 (㎡)	保管重量 (t)	備考
処分のための保管	木くず	—	504.00	1,260.00	693.00	屋内保管
処分後の保管	木くず	7.50	1,710.00	5,287.50	2,908.12	屋内保管

(以下、裏面記載)

(10) 保管施設X（破碎・熱溶融施設に関するもの）

所在地 岩手県九戸郡九戸村大字山屋第3地割字山屋73番168及び144番

廃棄物の種類		保管の高さ (m)	保管面積 (㎡)	保管体積 (㎡)	保管重量 (t)	備考
処分の ための 保管	廃プラスチック類	—	18.00	9.00	3.15	屋内保管
処分後の 保管	廃プラスチック類	—	4.15	6.40	2.24	屋内保管

※₁ アとア' は同一施設であること。

※₂ イとイ' は同一施設であること。

※₃ ウとウ' は同一施設であること。なお、がれき類と木くずの混合保管は行わないこと。

以下余白

産業廃棄物処分業許可証

住 所 岩手県久慈市長内町第37地割12番地8

氏 名 有限会社陸中商会 代表取締役 沈 松三

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する

盛岡市長 谷 藤 裕 明



許可の年月日 令和 元年 7月10日

許可の有効年月日 令和 6年 7月 9日

1. 事業の範囲
中間処理（移動式破碎施設による破碎処理）
取扱う産業廃棄物（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）
・ ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）
及び陶磁器くず
・ 鉋さい（石材くずに限る。）
・ がれき類
以下余白
2. 事業の用に供するすべての施設
- ・ 移動式破碎施設Ⅰ
- | | |
|---------|--|
| ア 設置場所 | 排出事業場（駐機場：岩手県久慈市夏井町夏井第4地割91番） |
| イ 設置年月日 | 平成10年2月2日 |
| ウ 処理能力 | がれき類（アスファルト廃材及びコンクリート廃材に限る。）
680t／日（85t／時間） |
- エ 設置許可年月日 平成21年1月29日
オ 設置許可番号 資循第24-3号
- ・ 移動式破碎施設Ⅱ
- | | |
|---------|--|
| ア 設置場所 | 排出事業場（駐機場：岩手県久慈市夏井町夏井第4地割91番） |
| イ 設置年月日 | 平成25年5月7日 |
| ウ 処理能力 | ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず
613.6t／日（76.7t／時間）
がれき類 1401.6t／日（175.2t／時間）
鉋さい（石材くずに限る。） 1184.8t／日（148.1t／時間） |
- エ 設置許可年月日 平成25年5月7日
オ 設置許可番号 24盛廃第517-1号
- ・ 移動式破碎施設Ⅲ
- | | |
|---------|---|
| ア 設置場所 | 排出事業場（駐機場：岩手県久慈市夏井町夏井第4地割91番） |
| イ 設置年月日 | 平成25年5月7日 |
| ウ 処理能力 | ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず
613.6t／日（76.7t／時間） |
- （以下、裏面記載）

がれき類 1401.6t／日（175.2t／時間）
鉋さい（石材くずに限る。） 1184.8t／日（148.1t／時間）

エ 設置許可年月日 平成25年5月7日
オ 設置許可番号 24盛廃第517-2号
以下余白

3. 許可の条件

移動式破碎施設による破碎処理を行う場合には次によること。

- (1) 日曜日及びその他の休日は作業を行わないこと。
- (2) 午後7時から翌日の午前7時までの間は作業を行わないこと。
- (3) 敷地境界における騒音の大きさを85デシベル以下とすること。
- (4) 敷地境界における振動の大きさを75デシベル以下とすること。
- (5) 粉じんの発生を防止するため、散水等所要の措置を講ずること。
- (6) コンクリート粉じんを原因とする強アルカリ排水の発生を防止するため、必要な措置を講ずること。

以下余白

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 元年 7月10日 当初許可
平成16年 7月10日 更新許可
平成21年 7月10日 更新許可
平成25年 6月 3日 事業範囲変更許可
平成26年 7月10日 更新許可
令和 元年 7月10日 更新許可
以下余白

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 無

以下余白